



会社法上の利益準備金の計上基礎の修正、及び税法上の未処分利益に対する追加所得税額の計算関連規定の改正

1. 会社法関連—利益準備金の計上基礎の修正

経済部は2020年1月9日付で経商字第10802432410号通達を公布し、会社は**2019年度**財務諸表の利益処分より、「当年度未処分利益に組み入れた税引後当期純利益以外の項目の金額」を利益準備金の計上基礎とする必要があると規定しました。但し、**2020年度財務諸表の利益処分からの適用開始に延期することが可能です。**

「税引後当期純利益以外の項目」とは、持分変動計算書の「未処分利益」より下の当期利益剰余金調整項目の純額を指します。例えば、旧制度退職金関連の正味確定給付制度再評価額について、発生した期に全額をその他包括利益に計上し、利益剰余金に繰入れたものが考えられます。但し、会社の会計方針により利益剰余金に繰入れず、その期においてその他資本に振替える場合、適用されません。

当該変更は、未処分利益調整額がある会社の利益処分額及び未処分利益課税の計算に影響を与えます。会社は影響額を試算した後、適用年度を選択する必要がありますと考えられます。

必要な場合、関連問題について弊事務所までお問い合わせください。

経商字第10802432410号

主旨：会社法第237条に述べる法定利益準備金の計上に関する疑義について、以下の通り説明する。

説明：国内会計準則の変更に対応するため、会社は会社法第237条の規定に基づく法定利益準備金の積立に関して、「税引後当期純利益」を以て計上基礎とする場合、2019年度財務諸表の利益処分より、「当年度未処分利益に組み入れた当期税引後純利益以外の純利益項目の金額」を利益準備金の計上基礎とする必要がある。但し、会社は2020年度財務諸表の利益処分からの適用開始に延期することができる。会社が過去年度において計上した利益準備金を遡及調整する必要はない。

会社法 第237条

会社は、一切の税金を完納した後に利益の残額が有る場合は、先ず利益の百分の十を法定利益準備金として積立てなければならない。但し、法定利益準備金の積立が会社の払込資本総額に達したときは、この限りでない。

②前項の法定利益準備金を除いて、会社は定款の定め、又は株主総会の決議を以て別に特別利益準備金を積み立てることができる。

③会社責任者が、第一項の規定に違反して法定利益準備金を積み立てないときは、それぞれ二万元以上十万元の罰金に処する。

2. 税法関連－未処分利益に対する追加所得税額の計算

会計準則の変更による期首利益剰余金内の未処分利益の遡及調整に係る規定

財政部は2020年1月15日付で財政部台財税字第10800614920号通達を公布し、「所得税法」第66条の9の規定について、営利事業者が国際財務報告基準又は企業会計準則公報を適用し、会計準則バージョンの変更により期首利益剰余金内の未処分利益計算の遡及調整を行った場合、調整による期首利益剰余金の純増加又は純減少とともに、当年度の未処分利益（の加算又は減算項目）に計上し、未処分利益に対する追加営利事業所得税額を計算する必要があると規定しました。

営利事業者がIFRS9、15又は16の適用により、利益剰余金を増額調整した場合、前述の規定に従い未処分利益に対する追加所得税額が増加する可能性があります。この場合、未処分利益の計上項目の増加による影響に対応するために、2019年度の資本的支出への産業革新条例第23条の3の適用可否及び将来年度の資本的支出を適切に計画することをご検討ください。

財政部台財税字第10800614920号

2018年度より、営利事業者が国際財務報告基準又は企業会計準則公報のバージョンの変更により、新たに公布された会計公報を適用し、又は企業会計準則公報から国際財務報告基準の適用へ変更し、会計基準変更年度の遡及調整による期首利益剰余金の増加純額が発生した場合は所得税法第66条の9第2項に規定の「当年度未分配利益に組み入れた当期税引後純利益以外の純利益項目の金額」に該当する。また、期首利益剰余金の減少純額が発生した場合は同条第2項第7号に規定の「当年度未分配利益に組み入れた当期税引後純利益以外の純損失項目の金額」に該当するため、会計基準を変更した年度の未処分利益金額と合せて、追加営利事業所得税額を計算する必要がある。

関連内容を以下の通りまとめましたのでご参照ください。

	期首利益剰余金の増加純額	期首利益剰余金の減少純額
所得税法第66条の9	第2項「当年度未分配利益に組み入れた当期税引後純利益以外の純利益項目の金額」	第2項第7号「当年度未分配利益に組み入れた当期税引後純利益以外の純損失項目の金額」
追加所得税額の計算	加算	減算

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.